

国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案（民主党案）と 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（与党案）の主な相違

● 法案の名称が異なる。

特に、与党案では「国土強靱化」を謳っているのに対し、民主党案では「国民生活強靱化」を謳っている点が、異なる。また、民主党案では前文を置いている。

● 対象を「大規模自然災害」に限定している。 （第1条関係）

与党案では、「大規模災害等」が対象とされており、老朽化による事故等も含まれうることになっているが、民主党案では、「大規模自然災害」のみを対象としている。

● 財政健全化の観点から、基本方針及び国民生活強靱化基本計画の案の作成において「財政規律維持の観点」及び「施策の優先順位付け・重点化」を明示している。 （第7条第5号・第16条第7項関係）

与党案では、「施策の策定・実施の方針」に「重点化」について掲げているが、民主党案では、「基本方針」に「重点化を図る」ことを掲げるとともに、国民生活強靱化基本計画の案の作成に当たっての施策の優先順位付け・重点化について規定している。また、「基本方針」において「財源の不足等を踏まえ、財政規律の維持の観点」から重点化を図ることを規定している。

● 「発災から72時間以内の迅速・適切な救助活動」を明示している。 （第8条第1号関係）

与党案では、「基本方針」に「人命の保護が最大限に図られること。」を掲げているが、民主党案では、それに加え、「施策の策定・実施の方針」に「発災から72時間以内に、迅速・適切な救助活動に必要な措置を集中的に講ずること」を明示した上で「人命の保護を最優先」することを規定している。

● 「組織体制の整備」について詳細に規定を置いている。 （第8条第2号・第15条第3号関係）

与党案では、「…強靱化の推進を担う組織の在り方の検討」の規定を置いているが、民主党案では、これに加え、「施策の策定・実施の方針」において、「大規模災害への対処を担う内閣府（防災担当）及び消防庁を中核とした組織を設置」することを明示するほか、本部において「防災・減災体制の整備等の推進」に関する事務を行うこととしている。

- **「予算編成の方針」を基本計画の記載事項としている。** (第9条第2項第3号関係)

国民生活強靱化基本計画の記載事項として、与党案にはない「国民生活強靱化に関する予算編成の方針」を定めている。

- **脆弱性評価の行い方を明示している。** (第16条第3項関係)

脆弱性評価は最悪の事態を想定し、科学的・総合的・客観的に行うこととしている。

- **「脆弱性評価の検証」について定めている。** (第16条第6項関係)

与党案では設けていない「脆弱性評価の検証」について定めている。

- **より幅広い主体の意見を反映するための手続を設けている。** (第20条関係)

本部員に、国务大臣のほか、指定公共機関の代表者、経済団体の代表者、学識経験者から総理大臣が任命する者（国会同意人事）を追加する等により、脆弱性評価や国民生活強靱化基本計画の案の作成にあたり、より幅広い主体の意見を反映できるようにしている。

- **諸外国の理解の増進に関する規定を置いていない。**

与党案では、国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう政府に求める規定を置いているが、民主党案では、法案の目的が与党案と異なることから、当該規定を置いていない。